

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和3年度の
横浜市通訳ボランティア派遣事業の実施について（連絡）

（公財）横浜市国際交流協会
事務局長 鈴木 一博

日頃より、当協会の事業に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染拡大が続いている状況ではありますが、令和3年度の横浜市通訳ボランティア派遣事業においては、感染拡大防止の観点から、遠隔通訳での対応を引き続き行いながら、段階的に対面通訳を再開することといたします。各機関等におかれましては、何卒御理解、御協力いただけますようお願いいたします。

1 遠隔通訳での対応

感染拡大防止策として、可能な限り次の方法での遠隔通訳のご利用をお願いいたします。

(1) 通訳内容

従来通り、区役所・小中学校・保育所等での手続き・相談の通訳

(2) 通訳場所・使用機器

- ・通訳ボランティアは、派遣窓口（横浜市国際交流協会または一部の国際交流ラウンジ）にて通訳を行います。※通訳ボランティアが自宅で通訳をすることはありません。
- ・通訳者ボランティアが使用する電話またはタブレットは、派遣窓口の機器を利用します。

(3) 通訳方法の種類 ※区役所での通訳を例とします。

- ア. 電話受渡し通訳：区役所からの電話を派遣窓口にいる通訳ボランティアが受け、区職員と外国人が受話器を受渡しして通訳を行います。
- イ. スピーカー通訳：区役所の電話のスピーカー機能を利用し、区職員・外国人・通訳ボランティアが同時に音声を聞きながら通訳を行います。
- ウ. 三者通話通訳：区役所から受けた電話を三者通話で外国人の携帯電話とつなぎ、派遣窓口にいる通訳ボランティアが通訳を行います。
- エ. その他、場合によってタブレットによる映像通訳を行うケースも考えられます。
※映像通訳を行うケースは、所定の映像通訳用タブレットの利用が可能な場合に限られます。

(4) 通訳時間

2時間以内、ただし途中で休憩を挟んでください。

(5) 通訳ボランティアへの支払い

派遣窓口への交通費として、当協会からボランティアには行政通訳（一般）2,000円、学校通訳1,800円の支払いを行います。また、行政通訳（専門）ボランティアには、事前打ち合わせと併せて4,000円の謝金の支払いを行います。

2 対面通訳の再開について

対面通訳の必要性を鑑み、次に挙げる感染防止対策の徹底が可能な場合に限り、通訳の派遣を行います。

(1) 通訳内容

従来どおり、区役所・小中学校・保育所等での手続き・相談の通訳

(2) 通訳場所

従来どおり、区役所・小中学校・保育所等

(3) 通訳時間

2時間以内、ただし、30分毎に換気を行ってください。

(3) 対面通訳の実施にあたっては、次の感染対策を講じてください。詳しくは、別添「横浜市通訳ボランティア感染防止対策チェック票」をご確認ください。

ア. 通訳場所の換気

イ. 関わる全員（職員、外国人、通訳ボランティア）が1メートル以上の間隔をあける

ウ. 当日関わる全員がマスク着用、健康確認（検温等平熱）を行う

エ. 通訳実施前に、現場で準備する消毒薬により手指を消毒する

(4) 依頼手順

ア. 事前に派遣窓口へお電話いただき、対面派遣の可否についてご確認ください。

イ. 「通訳ボランティア派遣依頼票」及び「横浜市通訳ボランティア感染予防対策チェック票」をメールまたはFAXでお送りください。

ウ. 依頼内容に基づき、通訳ボランティアの派遣調整を行います。

3 期間

令和3年4月1日以降に派遣依頼のあるもの

4 お願いなど

●当事業は、市民の通訳ボランティアの協力を得て実施するものであり、感染リスクを完全に回避できない状況下においては、ボランティアの確保が大変困難であるため、希望日時に通訳を実施できない場合があります。予めご承知おきください。

●対応できる件数には限りがあります。できるだけ、下記状況に該当する場合は、当制度の利用はお控えくださいますようお願い申し上げます。

- ・本人の同居親族等による通訳が可能な場合
- ・庁内職員等で通訳が可能な場合
- ・文書郵送等に対応可能な場合（申請など）
- ・翻訳アプリ、自動翻訳機等の活用で対応可能な場合
- ・さらに感染リスクが低くなるまで、面談等の延期が可能な場合 など

5 今後の方針について

今後の感染状況によって、方針を変更することもあります。

担当：(公財)横浜市国際交流協会
多文化共生推進課 布施・松田

TEL:045-222-1173 Email:shibora@yoke.or.jp